

公益財団法人北海道市町村振興協会監事監査規程

平成24年4月16日 規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）の監事の監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な運営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、理事が次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとき。

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第4条 監事は、この法人の業務計画を勘案の上、監査の実施日時及び監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求後一定の期間内に理事会の招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が評議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

ない。

(評議員会における説明義務)

第9条 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の報酬等についての意見陳述)

第11条 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、毎事業年度に係る定款第8条第1項の理事長が作成した書類を監査する。

(監査報告)

第13条 監事は、前条の監査の終了後、法令の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告を理事長に提出する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、監事全員の同意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成24年4月16日から施行する。